

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
のときは、
翌日)

目 次

◇条 例 鳥取県管境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

◇告 示 飼料の試験の結果の概要

保安林の指定の解除予定
林業種苗法による生産事業者の登録

条 例

鳥取県管境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十八年四月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県条例第十七号

鳥取県管境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県管境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表の表中

仲卸店舗

使用面積一平方メートルにつき一月

九七〇円

を 仲卸店舗

使用面積一平方メートルにつき一月

一、〇一〇円

に、

駐 車 場

一区画（一・二五平方メートル）につき一月

二、〇〇〇円

を

第一駐車場
第二駐車場
第三駐車場

一区画（一・二五平方メートル）につき一月	二、〇〇〇円
小区画（二七・〇平方メートル）一区画につき一月	四、八〇〇円
大区画（四二・二五平方メートル）一区画につき一月	七、五〇〇円

に、
関係事業者
施設用地
使

使用面積一平方メートルにつき一年

五九七円

を

関係事業者
施設用地

使用面積一平方メートルにつき一年

方メートルに

七五〇円

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県告示第三百二十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和五十八年四月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字北村字杣小屋ヨリ門口迄九三四の一二四、九三四の
一二五、九三四の一二八から九三四の一三〇まで（以上五筆について、
次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百二十八号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定に基づ
き、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次

のとおり告示する。

昭和五十八年四月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

登録 番号	生産事業 者の氏名	生産事業者 の住所	生産事業の内容	事業所 の名称	事業所の所 在地
二二六	赤堀 完治	八頭郡智頭町 大字東字塚六	穂の採取並びに 幼苗及び幼苗以 外の苗木の育成	赤堀農林	八頭郡智頭町 大字東字塚
二二七	浮田 貞江	八頭郡智頭町 大字三吉二五	〃	浮田貞江 苗畑	八頭郡智頭町 大字三吉